

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年9月1日
発信課	経済総務課
担当者	宮田
連絡先	電話 0166-25-7152
	FAX 0166-26-7093
	E-mail keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	9月21日～
発表項目	旭川市テレワーク導入奨励金の 第2次登録募集 のご案内
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p><趣旨> 新型コロナウイルス感染症の対策として、オフィスワークをテレワークに切り替え、人の密集等のいわゆる「3密」を避けることにより、通勤中の感染拡大や職場におけるまん延防止の効果が見込めます。 このことから、旭川市では、テレワーク関連労務規程等の新たな制定と市内在住の従業員によるテレワークの実施を要件とする奨励金制度を実施するにあたり、交付を希望する事業者の第2次登録募集をします。</p> <p><奨励金の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交付対象者 市内の法人、個人事業主 ● 交付額 一律20万円(上限25社) ● 対象となるテレワークの形態 在宅勤務に限る。 ● 詳細 別紙チラシ、旭川市ホームページのとおり。 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/562/work201/d073372.html <p><応募方法> (仮)登録のWEBフォームから応募 (旭川市ホームページにURLを掲載) 新型コロナウイルス感染症対策として、人の密集を避けるため、窓口での受付は行わない。</p> <p><応募開始> 令和3年9月21日(火)午前10時より</p>
添付資料	有 ・ 無
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

旭川市テレワーク導入奨励金

◆第2次 登録募集のご案内◆



◆テレワークとは・・・

TELE（離れた）+WORK（働く）を繋げた造語。
インターネット等を活用し、職場に出勤するのと同様に
在宅、サテライトオフィス等で就業することです。

新型コロナウイルス感染症の対策として、オフィスワークをテレワークに切り替え、人の密集等のいわゆる「3密」を避けることにより、通勤中の感染拡大や職場におけるまん延を防止する効果が見込めます。

このことから、旭川市では、テレワーク関連労務規程等の新たな制定と市内在住の従業員による在宅テレワーク実施に関する奨励金交付希望者の登録を募集します。

応募開始

2021 午前
9 / 21 火 10時

交付対象者

市内の法人、個人事業主

交付額

一律 20万円 【上限：25社】

※支給回数は、1法人、1個人事業主に付き1回限り

応募方法

(仮)登録のWEBフォームから応募
(旭川市ホームページにURLを掲載)

※新型コロナウイルス感染症対策として、人の密集を避けるため、窓口での受付は行いません。

対象となるテレワークの形態

在宅勤務に限る。

登録要件

- ①旭川市内に事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- ②旭川市内に所在する事業所（従業員数が300名以下）において、市内在住の従業員によるテレワーク（在宅勤務）を実施する予定であること。
- ③テレワーク関連労務規程等を新たに制定する予定であること。

詳細は旭川市ホームページに掲載している交付要綱等をご覧ください。

↓旭川市ホームページ

※URL

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/562/work201/d073372.html>



◆問合せ先◆

旭川市 経済部 経済総務課 雇用労政係 (〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階)

TEL:0166-25-7152 / E-mail:keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

旭川市テレワーク導入奨励金 ◆交付決定までの流れ◆

STEP 1

STEP 2

STEP 3

STEP 4

(仮)登録の応募

(仮)登録希望者

応募(WEB)

旭川市役所

(仮)登録決定のお知らせ

登録の申請

登録希望者

書類提出

旭川市役所

登録決定のお知らせ

実施と規程の整備

◆テレワークの実施
「STEP 4」の交付申請を行う週の前4週に、在宅勤務(市内在住者)を週平均1回以上実施する。

◆規程の整備
登録後に新たにテレワーク関連労務規程等を制定する。

登録決定者

書類提出

旭川市役所

交付決定のお知らせ

start
9/21(火)

2週間以内

3か月以内

●テレワーク導入奨励金に関する Q&A

Q1 テレワーク導入の方法が分からないが、どうしたらよいか。

A1 テレワーク関連労務規程の作成例やICTツールの一覧表等の参考資料をお渡ししますので、担当までご連絡ください。

Q2 テレワークを既に実施している場合でも本奨励金の登録・交付対象となるか。

A2 STEP 2の登録後に一定回数のテレワーク(在宅勤務)を実施し、テレワーク関連労務規程を制定する場合は、対象となります。

Q3 テレワーク実施のためにWEBカメラ等の備品を既に購入している場合でも本奨励金の登録・交付対象となるのか。

A3 本奨励金は、経費補助ではありませんので、対象となります。

国のテレワーク導入に関する支援制度をご活用ください

●市内事業所のテレワーク導入事例

令和2年度に本奨励金を活用いただいた企業・団体の事例を公開しております。介護、建設、運送、飲食等の様々な業種で実施されておりますので、これからテレワークを導入・実施される際の参考としてご活用ください。

旭川市テレワーク導入奨励金による
テレワーク導入・実施事例集
(令和3年3月25日)



旭川市経済部

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/562/work202/d072059.html>



人材確保等支援助成金 (テレワークコース)

テレワークの新規導入・実施により、人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し、①機器等導入助成と②目標達成助成の2段階で助成する。

◆助成対象

- ・就業規則・労働規約等の作成・変更
- ・専門家によるコンサルタント
- ・テレワーク用通信機器の導入・運用
- ・労務管理担当者や労働者に対する研修

◆支給額

- ①対象経費の30% ②対象経費の20%
- (1企業当たりの上限は①②各100万円)

※受給要件については、お問合せの上ご確認ください。

◆問合せ先

北海道労働局
雇用環境・均等部企画課
(011-788-7874)



テレワークマネージャー 相談事業

ICT面でテレワーク導入に関するアドバイスを実施し、トライアル・正式導入に向けて、企業規模を問わず支援する。

当面はWEB会議・電話での相談。現地派遣については地域のコロナ感染状況により判断となる。

◆主な要件

- ・テレワークの導入を検討している民間企業、団体であること

◆実施期間

令和3年4月1日～令和4年3月中旬

◆費用

- ・コンサルティング費用は無料
- ・通信料は実費負担

◆問合せ先

テレワークマネージャー
相談事業 事務局
(044-299-7084)



◆問合せ先◆

旭川市 経済部 経済総務課 雇用労政係 (〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階)

TEL:0166-25-7152 / E-mail:keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp